算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A ＋B）／2｝× 0.01943

［略］

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A ×α）× 0.7771

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A ×α）× 51,800 円

［略］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［略］

２　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四一五一二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（48,800 円×α）×（A × 0.981）

（48,800 円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.981）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度において自動車税の環境性能割の課税の対象となつた自動車（地方税法第 146 条第 2 項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第 148 条、第 149 条、第 150 条、第 158 条、附則第 12 条の 2 の 10 若しくは第 53 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定によつてその取得に対して自動車税の環境性能割を課することができない自動車又は同法第 164 条第 1 項、第 165 条第 1 項若しくは附則第 53 条の 2 第 3 項の規定によつてその取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

［略］

３　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（26,600 円×α）×（A × 0.907）＋（29,900 円×β）×（B × 0.907）＋（7,400 円×γ）×

算式の符号

A　地方税法第 72 条の 114 第 4 項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A ＋B）／2｝× 0.02127

［同左］

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A ×α）× 0.7189

［同左］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A ×α）× 53,100 円

［同左］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　［同上］

２　環境性能割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・四一五一二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の二第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百七十七条の六第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（92,100 円×α）×（A × 0.996）

（92,100 円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A × 0.996）に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度において自動車税環境性能割の課税の対象となつた自動車（地方税法第 146 条第 2 項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第 148 条、第 149 条、第 150 条、第 158 条、附則第 12 条の 2 の 10 若しくは附則第 53 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定によつてその取得に対して自動車税の環境性能割を課することができない自動車又は同法第 164 条第 1 項、第 165 条第 1 項若しくは附則第 53 条の 2 第 3 項の規定によつてその取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

［同左］

３　種別割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（26,900 円×α）×（A × 0.910）＋（29,800 円×β）×（B × 0.910）＋（7,700 円×γ）×